平成２３年（フ）第１７４６９号
千葉県千葉市中央区中央３丁目５－７－407
破産者　北條　真一
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７０号
千葉県市川市田尻５丁目18―22―101
破産者　遠藤　重信
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５１号
神奈川県藤沢市渡内３丁目７－18　ＦＢハイツ弐番館102
破産者　千葉　直樹
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５３号
神奈川県大和市福田2020
破産者　碓井　　裕（旧姓矢津田）
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５４号
東京都府中市幸町２丁目32－５
破産者　清水恵里奈（旧姓日向）
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５６号
東京都板橋区幸町60―12―Ⅱ―202
破産者　小座間達也
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６７９号
東京都葛飾区青戸２丁目19―11―202
破産者　安藤　博史
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８５号
神奈川県平塚市四之宮３丁目17－８
破産者　八木戸昭彦
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８６号
神奈川県平塚市四之宮３丁目17－８
破産者　八木戸幹子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５０号
東京都墨田区本所１丁目33－９－602
破産者　安藤しげ子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５１号
東京都墨田区本所１丁目33－９－602
破産者　安藤　弘二
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７９９号
千葉県佐倉市稲荷台２丁目13―21
破産者　鈴木　義弘
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１３号
東京都板橋区前野町２丁目16―１―929
破産者　猪狩　　直（旧姓杉山）
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８３４号
千葉県船橋市三咲６丁目31―23―102
破産者　米子　　明
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８４１号
千葉県富津市大堀３丁目３－２
破産者　谷口　早苗
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９２８号
東京都練馬区石神井町２丁目33―11―202
破産者　土屋　雅子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９３８号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目５―10―205
破産者　曲直瀬正道
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９５５号
埼玉県草加市遊馬町519―３―404
破産者　安部　敦哉
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１１２号
神奈川県平塚市真田309―５、開始決定時の住所東京都練馬区関町北５丁目18―20―206
破産者　石井　親男
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５６８号
神奈川県平塚市真田309―５、開始決定時の住所東京都練馬区関町北５丁目18―20―206
破産者　石井　宣子
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１６９号
東京都足立区保木間１丁目４－３－103、開始決定時の住所東京都足立区西新井本町２丁目４－19
破産者　渡部　光春
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３９２号
東京都足立区栗原４丁目15番20―504号
破産者　有限会社サングリット
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部